

奈良県告示第四百六十号

平成二十一年三月奈良県告示第四百八十二号（学校法人等の行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第一中「第六十四条第四項」を「第一百五十二条第五項」に改める。